

2011年4月28日

内閣総理大臣
菅 直人 殿

働くもののいのちと健康を守る全国センター
理事長 福地保馬
〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4
平和と労働センター6階

東日本大震災における健康障害予防に関する要請書

東日本を襲った地震と津波、そして福島原発の事故と、相次ぐ大災害から1カ月以上がすぎました。戦後最悪の大災害からの復興は国民的課題です。国のあり方が根本から問われる今、私たちは「大量生産、大量消費、大量廃棄」、いわゆる「24時間型社会」を根本的に見直し、低エネルギー社会への転換をはかること、異常な長時間労働を是正し、夜間労働を規制して、人間らしい労働と生活を保障する政策へと転換すべきと考えます。

被災地では懸命の復旧作業が行なわれていますが、アスベストをはじめとする有害物質や有害作業に対する対策は十分行なわれていません。そこで、被災者や支援者、復旧・復興作業者の健康を守るため、下記事項の迅速な実現を要請します。

記

〔1〕アスベストを含む有害物質対策

1、有害物質のハザード・マップ作成と環境測定

- ① 復旧作業現場及び周辺地域のアスベスト濃度測定を早急に行い、結果を速やかに公表し対策を講じること。
- ② 平成19年版「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の徹底と津波の被害に対応した改訂を早急に行なうこと。
- ③ 吹付けアスベスト使用建築物、PCBなどの有害物質を使用・保管していた施設を特定し、ハザードマップを作成すること。その際、労働安全衛生法、石綿障害予防規則に定める石綿含有率1%を超える施設、特定化学物質等の保管届出事業所リスト等を活用すること。有害物質の保存容器の形態等の情報を周知すること。
- ④ 有害物質が存在する可能性がある場所の表示をわかりやすく適切に行なうこと。
- ⑤ 粉じん、微生物対策（感染症）を強化すること。

2、保護具の支給と適切な使用

- ① 呼吸器保護具 瓦礫等の回収、建築物等の解体等の工事関係者にたいしてアスベスト対応の防塵マスク（DS2以上）または電動ファン付き呼吸器保護具使用の徹底を図り、適切な着用指導を行うこと。また地域住民、ボランティアに対してもアスベスト対応の防塵マスク等の配布を行い、着用

指導を行なうこと。

- ② 皮膚保護具 劇物・毒物など有害化学物質が飛散している可能性がある。適切な皮膚保護具等の着用と手洗いの徹底を行うこと。また安全靴等の着用の徹底を図ること。

こうした保護具の使用状況の把握と徹底を行うこと。

3、安全衛生教育の徹底

- ① アスベストをはじめとする、有害物質の危険性及び、健康影響について、復旧作業、被災者、ボランティアに周知徹底を図ること。
- ② 災害復旧時に対応した、わかりやすい「被災地のための有害作業ガイドブック」の作成と配布を行うこと。

4、健康管理

- ① アスベスト、特定化学物質等を取り扱った可能性のある被災住民、支援者・ボランティア、復旧作業労働者に対する、健康管理体制の確立を図ること。
- ② 有害物質による健康障害に対する相談窓口を設置すること。
- ③ アスベスト、特定化学物質等を取り扱った可能性のある被災住民、支援者・ボランティア、復旧作業労働者に対する、経年的健康診断の実施と中皮腫等の疾病罹患時の補償体制の確立・徹底を図ること。

〔2〕メンタルヘルス対策

1、被災者に対するメンタルヘルス対策

- ・全国から派遣されている「こころのケアチーム」の活用を図るとともに、避難所や市町村役場・ハローワーク等への臨床心理士等の配置すること。
- とりわけ、子ども、高齢者、障がい者に対する対策を強化すること。

2、被災地労働者に対するメンタルヘルス対策

- ・消防・警察・自衛隊など行方不明者捜索、福島原子力発電所事故処理に携わる関係者、医療・救急など震災死患者の対応を行なっている人々に対するカウンセリングなどメンタルヘルス対策を早急に強化すること。これらの活動に従事した人々にPTSDが発症する可能性があることから、活動終了後もメンタルヘルス対策を図ること。
- ・自らが被災者である国・自治体・教員など公務（公共）労働者に対するメンタルヘルス対策に配慮を行なうこと。

3、支援者・ボランティアに対するメンタルヘルス対策

- ・被災地でのメンタルヘルス対策の充実を図ること。被災地でのメンタルヘルス相談窓口の設置やリーフレットの作成とボランティアセンター等での配布を行なうこと。
- ・支援後のメンタルヘルス対策を充実させ、相談窓口を開設すること。

4、国民的メンタルヘルス対策

- ・東日本大震災及び福島原発事故に対する国民的「抑うつ状態」対策に関する対策を図ること。

〔3〕電離放射線対策

- 1、作業員への原発内部、周辺地域の被曝量の正確・迅速な情報提供を行なうこと
- 2、放射線作業の安全教育の徹底を図ること。福島原発事故の対応にあたる作業員の安全・生命の確保について、東電にその使用者責任を明確に指示し、直ちに事態を改善すること
- 3、被ばく線量登録管理制度を活用し、福島原発事故に係わる全ての作業員ごとの被曝線量の確実な把握を行なうこと
- 4、「放射線管理手帳」を福島原発事故に関わった全ての労働者、消防士、自衛隊員等に交付し、被ばく線量及び健康状態に関するデータベースの作成と永久保存を国の責任で行なうこと。とりわけ下請け労働者の情報管理を徹底すること。その際プライバシーの保護には留意すること
- 5、拙速な被ばく線量上限の見直し（100⇒250ミリシーベルト）の再検討を行なうこと
- 6、国の責任による健康管理体制を構築すること
 - ・労働安全衛生法を改正し、離職者に対し「健康管理手帳」を交付し年2回の健康診断を国の責任で行なうこと。また、原発作業が重層下請け構造で行なわれており離職時点がわかりにくいことから、この健康管理手帳は在職者にも交付すること。
さらに健康影響に関する情報提供や自覚症状等も本人が記入できる総合的な健康管理手帳を作成し交付すること。
- 7、原発事故に関する健康被害の「漏れの無い」救済を行なうこと。労災認定基準を晩発性健康障害に考慮し改正を行なうこと
- 8、避難住民の原発事故時の居住地の変遷と被ばく線量を記載した避難者健康管理手帳の交付と、健康管理体制を確立すること
- 9、住民に対する放射線測定結果の正確・迅速かつわかりやすい公表と放射性物質による健康影響に関する教育を徹底すること

〔4〕腰痛・頸肩腕障害などの筋骨格系疾患、振動病予防対策、過労予防対策

- 1、腰痛・頸肩腕障害予防
 - ・腰痛や頸肩腕障害などの筋骨格系障害予防のための作業パンフレットを作成し、徹底を図ること。
- 2、電動のこなどの振動工具の適切な使用
 - ・EU基準を満たす振動工具の使用を徹底させること。さらに作業時間制限を適切に行なわせること。防振手袋の着用の徹底を図ること。
- 3、過労予防対策
 - ・被災地での被災者支援、復旧・復興作業は長期化することが予想されている。これらの作業にかかわる人々の過労対策を行なうこと。とりわけ十分な睡眠をとることの啓蒙・徹底を図ること。

以上